

諮問実施機関：滋賀県知事（会計管理局管理課）

諮問 日：令和元年9月4日（諮問（情）第4号）

令和元年9月4日（諮問（情）第5号）

答申 日：令和3年1月29日（答申（情）第8号）

内容：「会計課が保有する回議書（文書管理番号〇〇〇〇：平成27年1月19日（部長）
決裁）および回議書（文書管理番号〇〇〇〇：平成30年7月23日（部長）決
裁）に関して作成・行使されたそれぞれの支出命令等の支払事務に係る起案・供
覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書」の公文書一部公開決定に対
する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和元年6月17日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求番号1： 会計課が保有する回議書（文書管理番号〇〇〇〇：平成27年1月19日（部長）決裁）（以下「回議書Ⅰ」という。）に関して作成・行使されたそれぞれの支出命令等の文書に関して行ったそれぞれの支払事務に係る起案・供覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書

請求番号2： 会計課が保有する回議書（文書管理番号〇〇〇〇：平成30年7月23日（部長）決裁）（以下「回議書Ⅱ」という。）に関して作成・行使されたそれぞれの支出命令等の文書に関して行ったそれぞれの支払事務に係る起案・供覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書

2 実施機関の決定

令和元年6月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求番号1について、別表の「公文書の名称・内容」欄記載の文書を特定し、同表「非公開部分」欄記載の情報を同表

「非公開理由」欄記載の理由により非公開とし、また、請求番号2について、公文書が不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和元年7月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、本件処分の内容のうち請求番号1に関するものに対する審査請求（以下「本件審査請求①」という。）および請求番号2に関するものに対する審査請求（以下「本件審査請求②」という。）をそれぞれ行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が各審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

(1) 本件審査請求①

ア 請求番号1について、内容虚偽の公文書（支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）、支出命令決議（〇〇〇〇））を特定し、内容虚偽の公文書に関する公文書一部公開決定通知書（滋会計第490号、令和元年6月28日、滋賀県知事三日月大造）を作成・行使したことは、違法・無効であるとの確認を求める。

イ 請求番号1について、内容虚偽の公文書（支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）、支出命令決議（〇〇〇〇））を特定し、内容虚偽の公文書に関する公文書一部公開決定通知書（滋会計第490号、令和元年6月28日、滋賀県知事三日月大造）を作成・行使した本件処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求②

ア 請求番号2について、公文書一部公開決定通知書（滋会計第490号、令和元年6月28日、滋賀県知事三日月大造）を作成・行使し、不存在を理由として非公開としたこと、対象公文書を作成せず、何の公開もしなかったことについて、違法・無効であるとの確認を求める。

イ 請求番号2について、公文書一部公開決定通知書（滋会計第490号、令和元年6月28日、滋賀県知事三日月大造）を作成・行使し、不存在を理由として非公開としたこと、対象公文書を作成せず、何の公開もしなかったことについて、取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求①

ア 回議書Ⅰに関し、支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）、支出命令決議（〇〇〇〇）を一部公開したのであるが、当該公文書には、故意、重大な過失、過失に基づき、職務権限の濫用による重大な内容虚偽の記事が記載されているため、当該公文書は、違法・無効である。

イ 請求番号1について、当該支出負担行為決議に記載されている残額〇〇〇〇円に係る支出負担行為決議および支出命令決議の文書を作成せず、従って、何の公開もしなかったのであるが、特定の裁判の訴訟代理委任契約に関して、着手金〇〇〇〇円以外の支出負担行為決議および支出命令決議がなく、かつ、当該契約が有効に存続しているというようなことは、およそ信じられない異常事態のため、公開しなかったのは虚偽だと言わざるを得ないのである。

ウ 回議書Ⅰは、支出負担行為なのである。当該回議書において記載された着手金〇〇〇〇円は、単なる着手金に過ぎないのである。従って、実は、当該回議書に基づいてなされた弁護士に対する訴訟代理委任契約に関する支出負担行為額は予算額〇〇〇〇円なのである。

エ 公開された支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）において「支出負担行為額〇〇〇〇円、残額〇〇〇〇円」と記載したのは、当該支出負担行為決議の作成・行使に関して責任を有する者らが、故意、重大な過失、過失に基づき、職務権限を濫用して、当該支出負担行為額が随意契約限度額100万円を超過することを仮装隠蔽するために行った虚偽記載だったのである。

(2) 本件審査請求②

ア 請求番号2について、公文書が不存在であるという理由で、支出負担行為決議および支出命令決議の文書を作成せず、従って、何の公開もしなかったのであるが、訴訟代理委任契約に関して、支出負担行為決議および支出命令決議がなく、かつ、当該契約は有効に存続しているというようなことは、およそ信じられない異常事態のため、公開しなかったのは虚偽だと言わざるを得ないのである。

イ 回議書Ⅱは支出負担行為なのである。当該回議書において着手金に関する記載はない。したがって、実は、当該回議書に基づいてなされた弁護士に対する訴訟代理委任契約に関する支出負担行為額は予算額〇〇〇〇円なのである。

ウ 情報公開請求を行ったところ、当該回議書に関する支出負担行為決議に関する電磁気データ入力がなかったのは、当該回議書作成・行使に関して責任を有する者らが、故意、重大な過失、過失に基づき、職務権限を濫用して、当該支出負担行為額が随意契約限度額100万円を超過することを仮装隠蔽するために行った証拠隠滅だったのである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 本件対象公文書について

契約担当課等から会計課に審査回議された公文書は、会計課で決裁後全て契約担当課等に返却していることから、審査回議された公文書は会計課に存在しないが、滋賀県財務会計システムの電磁的記録として会計課が管理する情報のうちに請求に係る情報が存することから、これを対象公文書として取り扱う。

(1) 請求番号1に係る対象公文書について

回議書Ⅰに関して特定した公文書は、特定の裁判の第一審（以下「第一審」という。）に係る訴訟代理委任契約に関連して、滋賀県財務会計システムの電磁的記録として会計課が確認可能である①支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）、②①の文書の決裁履歴、③支出命令決議（決議番号〇〇〇〇）、④③の公文書の決裁履歴である。

(2) 請求番号2に係る対象公文書について

回議書Ⅱに関して公開請求された公文書は、(1)の裁判の控訴審（以下「控訴審」という。）に係る訴訟代理委任契約に係る支払事務等の公文書であるが、当該公文書に該当する滋賀県財務会計システムの電磁的記録として会計課が確認可能な公文書は不存在であった。

3 非公開の理由について

(1) 請求番号1について

本件処分で公開した支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）に記載の「残額〇〇〇〇円」に係る支出負担行為決議および支出命令決議は、財務会計システムの電磁的記録として存在せず、会計課として保有しないため、非公開としたものである。

(2) 請求番号2について

滋賀県財務会計システムの電磁的記録として存在せず、会計課として保有しない。

(3) 支払事務の経緯等について

第一審に係る訴訟代理委任契約に係る弁護士報酬の決定方法は着手金と報酬金で構成されていた。着手金については訴訟代理委任契約締結後速やかに支払いを行うこととされ、報酬金については事件終了後に契約当事者が協議して金額を確定したうえで支払うことに

なっていたが、被告が控訴、上告をしたため、事件が終了したのは最高裁判決の送付があった令和元年7月11日であり、弁護士との協議により金額を決定し、報酬金を支払ったのは令和元年8月9日である。

一方、審査請求人が公文書公開請求を行ったのは令和元年6月17日であり、この時点は最高裁の判決が出る前である。したがって、公文書公開決定のあった時点では、第一審の訴訟代理委任契約締結についての回議書Ⅰおよび控訴審の訴訟代理委任契約締結についての回議書Ⅱについての支出命令等の支払事務に関する公文書としては、着手金に係るもののみが存在する。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 事件の併合について

本件審査請求に係る諮問（情）第4号および諮問（情）第5号の各諮問は、いずれも本件公開請求に対してなされた公文書一部公開決定に関する諮問であり、その内容も関連性が高いことから、当審議会は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則（平成31年滋賀県規則第5号）第3条第1項の規定に基づき令和元年12月12日にこれらを併合して調査審議することを決定し、同日付けで審査請求人および実施機関に通知した。

3 本件審査請求について

(1) 違法・無効確認の求めについて

本件審査請求書の記述によれば、審査請求人は処分の取消しを求めるほか、違法・無効確認も求めているようである。しかしながら、行政不服審査法によれば、いわゆる事情裁決を行う場合は格別、審査請求の裁決において処分の違法または無効の確認を行うことはできないことから、当審議会は、本件審査請求において審査請求人が行う本件処分の違法または無効に係る主張を、本件処分の取消しを求める理由と解して、以下判断する。

(2) 本件処分の取消しの求めについて

本件公開請求のうち、請求番号1は回議書Ⅰに関し、また、請求番号2は回議書Ⅱに関し、いずれも支出負担行為決議、支出命令決議等の支払事務に関する公文書の公開を求めるものである。

回議書Ⅰは、契約担当課である住宅課が第一審を提起するに当たり、第一審について弁護士と訴訟代理委任契約の締結等を行うため起案がされたものであり、回議書Ⅱは、住宅課が控訴審について弁護士と訴訟代理委任契約の締結等を行うため起案がされたものである。

したがって、本件公開請求は、第一審および控訴審についての訴訟代理委任契約に係る支払事務に関する公文書の公開が求められたものである。

この請求に対し、実施機関は、請求番号1について第一審に係る訴訟代理委任契約に基づく弁護士報酬のうち着手金〇〇〇〇円に係る支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）、支出命令決議（決議番号〇〇〇〇）およびこれら文書の決裁履歴に係る滋賀県財務会計システムの電磁的記録を対象公文書と特定したうえ一部を非公開とし、また、請求番号2については対象公文書が不存在であるとして本件処分を行った。

審査請求人は、この処分を不服として、請求番号1について支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）に記載されている残額〇〇〇〇円についての支出負担行為決議等の支払事務に関する文書を、また、請求番号2について支出負担行為決議等の支払事務に関する文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

4 本件処分の妥当性について

(1) 請求番号1に関する支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）に記載されている残額〇〇〇〇円に係る支出負担行為決議等の文書および請求番号2に関する支出負担行為決議等の文書の不存在について

ア 請求番号1について

平成27年1月6日に起案された回議書Ⅰには、別添案1として第一審に関する訴訟代理委任契約に係る委任契約書の案が添付されている。当該委任契約の第2条には、実

実施機関は弁護士報酬として着手金および報酬金を支払うことが定められており、着手金については、〇〇〇〇円を当該委任契約の締結後速やかに支払うことが定められている。

一方、報酬金については、「①報酬金は、本件事件が終了した後、事件処理に要した労力等を勘案し、（中略）甲、乙協議のうえ定める。但し、引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、最終審の報酬金のみを受けるとする。」、「②報酬金の支払時期は、本件事件の処理の終了したときとする。」と定められており、報酬金の金額および支払時期は、第一審の処理が終了するまでの間は未確定であること、また、実施機関が上訴審の訴訟代理を引き続き当該弁護士に委任した場合には、第一審の終結時には報酬金を支払う必要はないことが定められていると認められる。

これらに基づき、住宅課は、当該委任契約の第2条に定める着手金を速やかに支出するため、回議書Ⅰの起案日と同日の平成27年1月6日に着手金〇〇〇〇円に係る支出負担行為決議の起案を行い、支出負担行為決議の決裁後、同年1月23日に支出命令決議の起案等を行っている。

また、報酬金については、回議書Ⅰの起案時点においては、金額および支払時期が未確定であったため、支出負担行為決議の起案等の支払事務は行っていない。

その後、第一審が終了したが、被告が控訴したことから、実施機関は、控訴審に係る訴訟代理を引き続き当該弁護士に委任したため、当該委任契約の第2条に定める報酬金は第一審の終結の時点では支払われないこととなったことから、報酬金に係る支払事務も行われなかったことが認められる。

そうであれば、回議書Ⅰに関して作成等された支出負担行為決議等の支払事務に係る文書は、実施機関が一部公開決定において特定した着手金〇〇〇〇円に関する支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）外3文書のみであり、支出負担行為決議（決議番号〇〇〇〇）に記載の「残額〇〇〇〇円」その他についての支出負担行為決議等の支払事務に関する文書は作成されていないことに、不自然、不合理な点はなく、対象公文書の特定は適正にされたものと認められる。

イ 請求番号2に関して

平成30年7月23日に起案された回議書Ⅱには、別添案1として控訴審に関する訴訟代理委任契約に係る委任契約書の案が添付されている。

当該委任契約の第2条には、弁護士報酬について報酬金のみを支払うことが定められており、金額および支払時期等に関しては「①報酬金は、本件事件が終了した後、事件処理に要した労力等を勘案し、（中略）甲、乙協議のうえ定める。但し、引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、最終審の報酬金のみを受けるとする。」、「②報酬金の支払時期は、本件事件の処理の終了したときとする。」と定められており、報酬金の金額および支払時期は、控訴審が終了するまでの間は未確定とされている

ことが認められる。

そのため、住宅課は、回議書Ⅱの起案時点において支出負担行為決議等の支払事務を行っていない。

その後、控訴審が終了したが、さらに控訴人が上告したことにより上告審が行われ、令和元年7月11日に最高裁判所の判決が住宅課に送付されたことにより一連の事件が終了した。これにより、控訴審に係る訴訟代理委任契約の第2条に基づき、住宅課と弁護士との協議が行われ、報酬金の金額などが確定したことから、住宅課は、これを支払うため令和元年7月30日に支出負担行為決議兼支出命令決議等の起案を行うなど支払事務を行っていることが認められる。

一方、審査請求人が本件公開請求を行ったのは、最高裁判所の判決が実施機関に送付され事件が終了する以前の令和元年6月17日であることから、上述の経過に照らせば、本件公開請求がされた時点には、請求番号2に係る支払事務に係る公文書は未だ作成されていないことに不自然、不合理な点はなく、対象公文書を不存在とした判断は是認される。

(2) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、着手金以外の支出負担行為等に係る文書が作成されていないのは異常事態である、各回議書が起案された各年度における予算額が支出負担行為額である、また、処分庁は随意契約とするために支出負担行為額を偽って記載したことなどを主張するが、前述のとおり、支出負担行為は支出すべき金額の確定後に当該金額を支出する手続として行うものであるから、上訴審の受任によって第一審については支払われないこととなった報酬金について支出負担行為が行われないことに問題はない。

また、念のため当審議会において確認したところによれば、各年度の予算額は近年一定であり、本件訴訟の第一審および控訴審につき県が弁護士に支出した合計額は100万円に満たなかったことが認められる。したがって、予算額はそもそも本件訴訟に係る支出負担行為額と一致するものではなく、また、随意契約の限度額を超えるものでもなかったのであって、上記の審査請求人の懸念は払しょくされうるというべく、これらの主張も結論に影響を与えるものでない。

5 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和元年9月4日	・実施機関から諮問を受けた。
令和元年12月12日 (第7回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・諮問(情)第4号および諮問(情)第5号について、併合することを決定した。 ・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和2年3月16日 (第8回第二分科会)	・事案の審議を行った
令和2年6月22日 (第9回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

別表

請求番号	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
1	1 支出負担行為決議(決議番号〇〇〇〇〇)	—	—
	2 1の決裁履歴	—	—
	3 支出命令決議(決議番号〇〇〇〇〇)	(1)銀行名 (2)銀行支店名 (3)口座種別 (4)口座番号	(1)(2)(3)(4) 2号
	4 3の決裁履歴	—	—

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会